

粕屋町議会会議規則の一部を改正する規則

粕屋町議会会議規則(昭和62年粕屋町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第10条第4項中「((議員の請求による開議))」を削る。

第13条中「((定足数))」を削る。

第14条第1項中「((議員の議案提出権))」を削る。

第17条第1項中「((修正の動議))」を削る。

第28条中「(選挙の宣告)」を削る。

第40条中「((委員会報告書))」を削る。

第41条第2項前段中「((少数意見の留保))」を削る。

第46条第3項中「((付託事件を議題とする時期))」を削る。

第63条中「((質疑の回数))」及び「((質疑又は討論の終結))」を削る。

第72条中「((調査権))」を削る。

第85条中「((議場の出入口閉鎖))」、「((投票用紙の配布及び投票箱の点検))」、「((投票))」、「((投票の終了))」、「((開票及び投票の効力))」、「((選挙結果の報告))」、「((選挙に関する疑義))」及び「((選挙関係書類の保存))」を削る。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければ」に改める。

第92条第1項本文中「((議案等の説明、質疑及び委員会付託))」を削る。

第100条中「((失職及び資格決定))」及び「((議員の兼業禁止))」を削る。

第101条中「((議案等の説明、質疑及び委員会付託))」を削る。

第103条本文中「、つえ」を削る。

第110条第2項ただし書中「((秘密の保持))」を削る。

第 111 条中「((議案等の説明、質疑及び委員会付託))」を削る。

第 123 条第 3 項中「((公述人の発言))」、「((議員と公述人の質疑))」及び「((代理人又は文書による意見の陳述))」を削る。

第 126 条中「((発言の取消し又は訂正))」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。